

## 平成 27 年度予算編成方針について

### 1 国内経済情勢等

わが国の経済状況は、先に内閣府がとりまとめた「月例経済報告」によると「景気は、このところ弱さがみられるが、穏やかな回復基調が続いている。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」となされており、これまでの「デフレからの早期脱却」に向けた経済対策による公共投資を除き、他の分野では消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が長引いていることから、依然として予断を許さない経済環境にあります。

### 2 国政の動向等

国の平成 27 年度編成に向けては、平成 25 年当初から進めてきた「3本の矢」政策により、各種経済指標が景気の上向きを示したことから、デフレから好循環拡大へと進めるため、平成 26 年 6 月 24 日に「経済財政運営と改革の基本方針 2014」を閣議決定するとともに、7 月 25 日に「中期財政計画」にそって「概算要求方針」が閣議決定されました。

その中では、年金・医療保障等、地方交付税及び義務的経費を除く裁量的経費については、一律 1 割の削減とし、「新しい日本のための優先課題推進枠」としての要望により編成することとしており、あわせて国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成 27 年度（2015 年度）までに平成 22 年度（2010 年度）に比べ赤字の対 GDP 比を半減、平成 30 年度（2020 年度）までに黒字化、その後の債務残高 GDP 比の安定的な引下げを目指すことについては引き続き維持されています。

地方財政においては、「中期財政計画」を踏まえ、地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしつつも、地方交付税については、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくなどにより交付ベースでは 16 兆 450 億円（前年予算対比△5%）の要求となっており、歳入一般財源において交付税が占める割合が高い自治体においては、大きな影響が見込まれます。

### 3 本町の財政状況等

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 25 年度決算における財政健全化判断の各比率は、全て健全段階にあるものの、財政状況の実態は、経常的な収入の 8 割強が経常的な支出（人件費、扶助費、公債費等）に充てられており、また、収入の 7 割強が地方交付税をはじめとした国や北海道から交付される依存財源で賄われており、

脆弱な財政構造は依然として変わっていない状況にあります。

本年10月末現在における平成27年度の財政見込みでは、歳入においては、景気の上向きによる地方税収入の大きな伸び等が見込めない一方で、地方交付税においては、平成27年度の概算要求試算額では、前年度比5%の減という状況にあり、一般財源の確保が厳しい状況にあります。一方歳出面では、大型公共施設の償還完了により公債費の償還が一時減少しますが、平成28年度以降は、学校耐震改修事業、公営住宅建設事業等の新たな償還開始による公債費の増、自立した地域を維持していくための地域・産業振興や急速な少子高齢化への対応、懸案事項となっている大雨災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、老朽化している公共施設改築等様々な課題に対応するため大きな財政需要が想定され、今後の財政運営には、中長期的な見通しを全体で共有し、一層の自治体経営の安定化を図っていく必要があります。

#### 4 平成27年度の予算編成

平成27年度の予算編成にあたっては、第5次上富良野町総合計画に掲げる「5つの暮らし」の実現はもとより、後期5カ年計画の2年度となることから、総合計画中間見直しの中で明らかになった課題、町民の期待・重要度を踏まえ、その上で、私が町民の皆様と約束している「5つの政策」について、1つ1つ着実に実現していくために、将来の財政規律を見据えた、予算編成が必要であります。

特に町民生活の実態をしっかりと把握した中で、町民との協働の視点にたった行政運営を推進するため、各事務事業の評価・検証のもと政策の優先順位を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図り、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上による事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的とした「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」については、原則継続していくとともに、事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指すべきまちづくりの方向に沿って、より高い行政効果を発揮することができる予算編成を進めることとします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

#### 〔予算編成の基本的な考え方〕

##### 1 第5次上富良野町総合計画の更なる推進

平成27年度においては、「四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画の後期5カ年の2年度となる。

平成25年度に行った前期5カ年の評価・見直し検討の結果、総合計画に示されている「人や地域とつながりのある暮らし」「穏やかに安心して過ごせる暮らし」「快適で楽しく潤いある暮らし」「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの暮らしづくりに向けた取り組みについて、そのどれもが引き続き求められていることから、目指すべきまちの姿の実現に向け、より一層の取り組みを継続する必要があることから、実施計画の整理とあわせて、町民への説明責任と時代

の要請に応えるよう、平成 27 年度に実施すべき事業を厳選すること。

## 2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」⇒「住民参画」⇒「協働」が繰り返し実践されることで、「自助共助公助」という相互補完のしくみの実現を目指し、町民の生活実態を十分把握した上で、それらが反映されるようそれぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

また、新たな施策・行政サービスの実施や既存施策の拡充にあたって、町民の視点に立てば、「公助」によるものが求められるところであるが、限られた財源を最大限活かすためには、地域のマンパワーを含めた様々な資源を活用し、他の施策と総合的に連動して、より効果的な事業内容となるよう検討すること。

## 3 地域経済の活性化の推進等

これまでの経済対策により大都市、大企業では経済環境は向上しているものの、大都市以外の地域では、その波及効果を感じられず依然として厳しい経済環境の中にあり、引続く地域経済の深刻な状況の中、住民生活に密接にかかわる課題の解決は極めて緊急性が高く、「地域経済の活性化に資する施策、事業の展開」を予算編成の重要課題として位置付け積極的に取り組むこと。

また、地域経済の活性化は、各課が所管する事業の実施を通して直接的・間接的に実現されていくものであり、全課横断的に共通するテーマであることから、地域に潜在する人的・物的などあらゆる資源を最大限活用し、本来的には経済活性化を目的としていない教育・文化、環境、福祉、保健・医療など住民生活に関わる様々な分野において施策を実施する際にも、そこに内包される経済効果に着目し、あらゆる可能性を追求していくという基本姿勢に立ちながら、常に事業手法等の再構築を図ること。

## 4 「安心安全な暮らし」と「力強いまちづくり」のための戦略的・重点的予算の実現

町民の負託を受けた「未来につながる希望のもてるまちづくり」につながる、「自主自立」「自衛隊との共存共栄」「福祉・医療の充実」「子育て支援・教育の充実」「産業に希望と活力」の5つの政策の実現にむけ、「第5次総合計画」「自治基本条例」と連携を図った上で、これまでの町長指示事項（春・秋のヒアリング時に限らず、日常的に行われる協議を含む。）及び政策調整会議等の協議結果を踏まえ、今の時代に応える事業の実現に向けた取り組みを行う。

また、将来とも健康で町民が支え合い、いきいきとした暮らしを、この町で続けていけるまちづくりを目指すため、「健康づくり推進のまち」宣言をしたところです。

そのためには、健康寿命の延長をどう実現するのか、「健康＝保健」という概念にとらわれず、全ての部門の施策が、こころ豊かにいきいきと暮らし続けられるまちづくりにつながっていることを念頭に各種施策を検討すること。

### （1）経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策

地域経済は、極めて厳しい状況にあり、経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策

の強化。特に、基幹産業である農業の体質強化と併せて安心安全な農畜産物の生産及び付加価値をより高めるために、農・商・観の産業連携を強化する事業の推進。

商工業については、消費税増税などの消費活動を阻害する要素や、消費者の消費動向の変化等懸念すべき課題も多く、これらへの対処を念頭におく事業の推進。

また、平成 25 年度に策定した「観光振興計画」に基づき、地域経済や地域活性化への影響が大きく、かつ、産業連携の相乗効果を高める事業の推進。

#### (2) 福祉施策の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等「すみずみまで光の届くまちづくり」に向けて、きめ細かな福祉施策の充実。特に様々なハンディを抱えながら生活している方々の自立に向けた支援事業。

#### (3) 住民活動の活性化

地域住民活動の活性化に向けて、特に地域における支えあい活動や、支えあいの仕組みづくりに向けた支援事業。

#### (4) 省エネルギー対策の推進

「地球温暖化対策上富良野町推進計画」「上富良野町省エネルギービジョン」に基づく具体的事業の推進。

#### (5) 防災・減災対策の推進

十勝岳噴火災害への備えとして防災対策の一層の充実が必要となるため、本年 3 月に改定した「地域防災計画」に基づき、その具体的事業を推進するとともに、これまで進めてきた自主防災活動の活性化に向けた事業の推進。また噴火災害のみならず、大規模地震に備えた公共施設の耐震改修や、ここ毎年頻発し今後も引き続き発生することが予想される集中豪雨等による災害に対する緊急的・恒久的対策事業の推進。

#### (6) 情報発信と情報収集力の向上

限られた財源や年々町内人口が減少する中で、時代に応じたまちづくりを進めるためには、町内外に向け情報発信と情報収集を精力的に行っていく必要がある。

そのため、町長を先頭に全職員が、共通の認識のもと各課横断的な情報発信・収集・管理能力を向上させる事業の推進。

### 5 行財政の改革・改善

健全な財政基盤を維持しつつ、「協働」を町民共有のキーワードとしたまちづくりを進めていくため、効率的、効果的な行政運営に向け、その仕組みを絶えず見直し改善していくことが求められます。

更には、来年 10 月からの消費税の再引き上げに関して、更なる経済状況の好転はもとより、今後一層の行財政改革の推進が求められていることから、「上富良野町政運営改善プラン」を基本とし、これまで取り組みの中で組織決定してきた「アウトソーシング基本方針（H17. 9. 30 決定）」、「補助金等の整理合理化方針（H17. 10. 20 決定）」、「負担金の整理合理化方針（H18. 9. 29 決定）」等の個別方針については、その成果及び内容を精査しながら進めること。

### 6 予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）の強化及び事務事業評価

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上による事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的に、各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」については、原則継続するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと(各課の配分額については別紙のとおり)。

なお、現時点において、一般財源の確保が厳しい状況が見込まれることから、配分額についても、予算編成を進める中で、一定の削減を求めることが見込まれるため、留意すること。

また、新規事業(既決政策においても、内容を大きく見直す場合を含む。)については、原則事前評価にかけることとしていることから、事前評価に付した上で予算要求すること。

ただし、新規事業の内容については、ハード事業及びソフト事業等多岐にわたることから、今後予算編成を進めていくなかで、事前評価対象事業の見直しを引続き並行して進めていくこととする。

## 7 持続可能な財政構造の再構築

本町の財政構造は、昨年度予算においては、歳出予算における消費税引き上げによる影響を緩和するため、一部財政調整基金を取り崩したところですが、これまで目標に掲げていた「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」を基本とする姿勢に変わりはなく、現時点での平成27年度以降の財政見込みにおいては、大幅な収支改善等が見込めない状況にあり、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていく必要があります。

今後も自然増が引続く社会保障費はもとより、老朽化が進む公共施設の耐震化や建替え、恒久的災害対策事業実施に備えた基金の積み立てなどを進めていかなければならない中で、更には時代に応じた新たな政策を展開していくためには、一般事業はもとより既に政策決定している事業であっても費用対効果を把握し、事業の目的、効果、財源措置などを改めて検証したうえで、事務事業全般にわたり「選択と集中」により実施や継続の是非を判断し、真に必要な事業を厳選するなど、持続可能な財政構造の再構築を推進する必要があります。

### 〔予算編成留意事項〕

#### 1 基本事項

(1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。

また、年度途中の補正については、制度改正に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。

(2) 国においては、「地方創生」を最重要課題としており、現在国会において関連法案の審議が進められているところで、国の予算編成においては、裁量的経費の一律削減及び優先課題推進枠による予算要求が行われております。

また、「地方創生交付金」の創設により、既存事業の見直し等の大幅な制度改革が見込まれる中、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等を念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するとともに、新たな制度への対応など、遺漏のないよう対応すること。

なお、消費税率の引き上げ（8%→10%）に伴い、前年度に引き続き歳出予算の増額が見込まれるが、地方財政計画における影響額が明らかになっていない中においては、今後財源確保に支障が生じる懸念もあることから、留意すること。

- (3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。
- (4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、その意向に沿った活用を図ること。

## 2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適償性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

## 3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、例年の決算状況を見ると、多額の不要額が生じていることが見受けられるので、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。

- (3) 投資的事業等※1（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところですが、政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図ります。（対応等後日通知します。）
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。  
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「平成 26 年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

※1 事前に取りまとめた実施計画の要望事業（ソフト事業を含む。）及び事業を実施することにより更に高い行政効果等が期待できる新規事業（ソフト事業を含む。）で原則事務事業評価に付する事業

#### 4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。  
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。
- (4) 他会計等への繰入金・負担金については、義務的経費として分類しているが、当該繰入金充当先事業については、一般会計における枠配分対象経費と同様となるものがあることから、一般会計上における枠配分率を踏襲すること。

#### 5 予算見積書等の提出期限

- (1) 提出(入力)期限 平成 26 年 11 月 30 日（日）（期日厳守）
- (2) 提出先及び部数 総務課 企画財政班 各 1 部
- (3) 提出書類
  - ① 平成 27 度 歳入見積書総括表
  - ② 平成 27 年度 歳出見積書総括表
  - ③ 様式第 1 号 平成 27 年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要
  - ④ 様式第 2 号 平成 27 年度 予算見積額チェック表
  - ⑤ 様式第 3 号 平成 27 年度 事務事業調書
  - ⑥ 様式第 4 号 平成 27 年度 既決政策的事業調書
  - ⑦ 様式第 5 号 平成 27 年度 債務負担行為見積書
  - ⑧ 様式第 6 号 平成 27 年度 義務的経費等積算調書
  - ⑨ 繰出基準調書（特別会計・企業会計のみ）
  - ⑩ 富良野広域連合（上富良野消防署・給食センターのみ）予算内訳書

※ 様式は「共通資料¥0001 財政¥と\_当初予算関係¥H27-当初予算関係¥様式第 1～5号」にあります。

各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい。

また、各様式（第 2 号を除く。）については、共通資料¥0001 財政¥と\_当初予算関係¥H27-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい。

## 6 予算査定等の日程及び範囲

### (1) 所管課における予算 1 次入力及び所属長審査日程

「予算枠配分方式」を強化徹底していくことから、各所管においては、本予算入力前に「所属長審査」を実施し、配分を受けた範囲内かつ前年度決算及び決算見込を勘案した予算編成がなされているかを審査してください。

枠内予算の他、3（3）に掲げる投資的事業等を予算要求するには、原則政策調整会議において事務事業評価を実施しなければならないことから、「事務事業評価調書(事前評価)（上富良野町事務事業評価実施要綱第 5 条関係）」の未提出がないか最終確認をして下さい。

※各課においては、予算枠配分額内に調整した後、本予算入力し本要求となります。

① 予算 1 次入力期間：平成 26 年 10 月 20 日（月）～11 月 18 日（火）

② 所属長審査日程：平成 26 年 11 月 18 日（火）～

### (2) 本予算要求額の入力及び要求内容の精査

入力期間：平成 26 年 11 月 18 日（火）～11 月 30 日（金）

精査期間：平成 26 年 12 月 1 日（月）～12 月 11 日（木）

### (3) 副町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。

日 程：平成 26 年 12 月 18 日（木）～平成 26 年 12 月 29 日（月）頃予定

範 囲：主要事業、政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）など

### (4) 町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。

日 程：平成 27 年 1 月上旬頃からの予定

範 囲：政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）及び副町長査定で指定した経費